

和木町簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 和木町

事 業 名 : 和木町簡易水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	昭和 38 年 3 月 31 日	計画給水人口	3,770 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法適用企業(一部適用)	現在給水人口	1,660 人
		有収水量密度	1.691 千m ³ /ha

② 施設

水 源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input type="checkbox"/> 地下水, <input checked="" type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)			
施 設 数	浄水場設置数	3	管 路 延 長	17.17 千m
	配水池設置数	4		
施 設 能 力	1,233 m ³ /日	施 設 利 用 率	61.31 %	

③ 料金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	給水装置のメーター口径の大きさにより徴収する基本料金と、使用量に応じて徴収する従量料金から構成されています。 基本料金は、最小の13mmで616円(税込)、最大の300mmで、580,503円(税込)となっています。 基本水量はなく、0m ³ を超えると従量料金が発生します。 10m ³ まで1m ³ あたり55円、20m ³ まで1m ³ あたり99円と、使用量が増えると1m ³ あたりの料金が增加する逓増制の料金体系を採用しており、最大30,000m ³ を超えると1m ³ あたり660円となります。 本町の一部が岩国市の給水区域となっているため、岩国市の水道料金と同一となっています。
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	令和 5 年 7 月 1 日

○令和5年7月1日からの料金体系(税込)

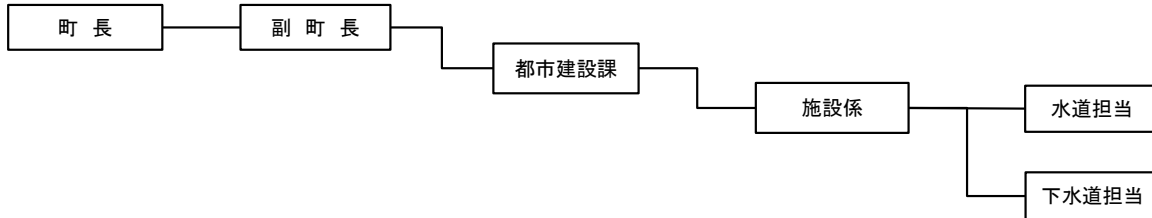
用途	メーター口径	料金(1か月につき)											
		基本料金	従量料金(1m ³ につき)										
		~10m ³	10m ³ ~ 20m ³	20m ³ ~ 30m ³	30m ³ ~ 50m ³	50m ³ ~100 m ³	100m ³ ~ 10,000m ³	10,000m ³ ~15,000m ³	15,000m ³ ~20,000m ³	20,000m ³ ~25,000m ³	25,000m ³ ~30,000m ³	30,000m ³ ~	
一般用	13mm	616円	55円	99円	121円	165円	220円	275円	330円	396円	484円	550円	660円
	20mm	770円											
	25mm	924円											
	30mm	1,078円											
	40mm	9,702円											
	50mm	14,553円											
	75mm	37,191円											
	100mm	63,063円											
	150mm	139,062円											
	200mm	200,508円											
臨時用	250mm	360,591円											
	300mm	580,503円											
	792円												231円

備考 1 「一般用」とは、臨時用以外に使用するもの
2 「臨時用」とは、工事その他一時的に使用するもの

④ 組織

職 員 数	技術事務吏員1名で運営されています。
事業運営組織	上記職員の所属は都市建設課であり、一般会計に給与負担金を支払っています。 組織図(一部抜粋)は、以下のとおりです。

○組織図(一部抜粋)



(2) これまでの主な経営健全化の取組

平成25年度に飲料水供給施設を簡易水道事業に取り込むことにより、事務の効率化を図りました。
令和6年度に、地方公営企業法を一部適用しました。企業会計による経理事務を実施することにより、持続可能な簡易水道事業の運営に向けた経営改善に取り組んでいます。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

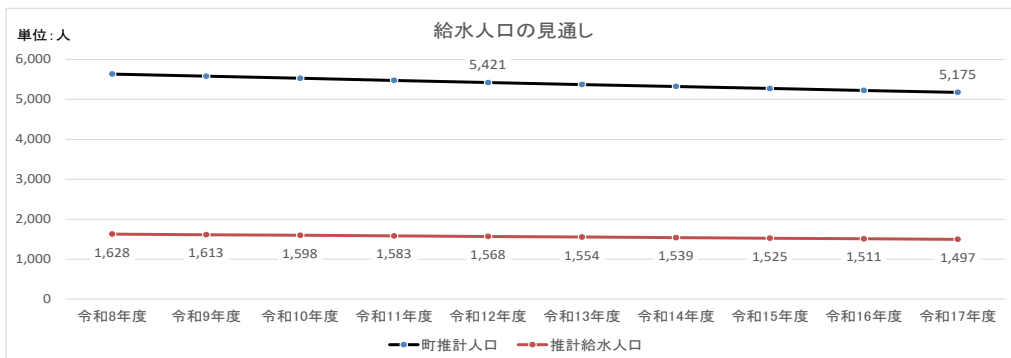
※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

令和6年度に策定・公表した令和5年度決算の「経営比較分析表」を添付します。
経常収支比率をはじめ、ほぼ全ての指標につき類似団体平均よりも良好な数値となっています。
なお、令和5年度は地方公営企業法適用前であるため、企業会計特有の収益や費用が計上されていません。そのため、有形固定資産減価償却率、管路経年化率等の指標が算定不能となり、料金回収率、給水原価等の指標は企業会計化の影響を受けることが見込まれます。
令和6年度決算の数値に基づき、有形固定資産減価償却率、管路経年化率等の数値を算定しましたが、有形固定資産減価償却率が61.54%、管路経年化率が66.45%と、中国地方で既に法適化している団体と比較して、老朽化が進んでいることが明らかとなっています。

2. 将来の事業環境

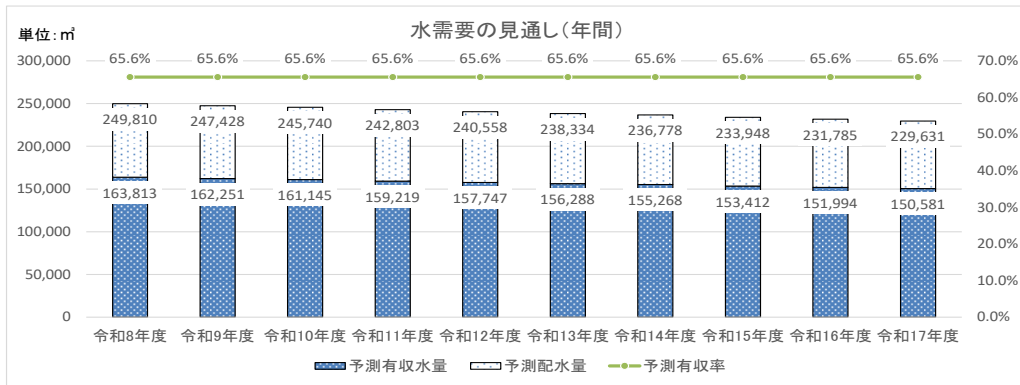
(1) 給水人口の予測

国立社会保障・人口問題研究所のデータに基づき、住民基本台帳人口に適応させた推計値によると、本町の人口は2025(令和7)年の5,687人から2035(令和17)年の5,175人へ減少すると推計されています。これは1年に約1%弱の人口が減少することになります。
給水人口の予測に関しては、この人口推計の増減率に応じて給水人口を試算しています。
この推計に基づく給水人口は、令和8年度の1,628人から令和17年度の1,497人へと減少することになります。



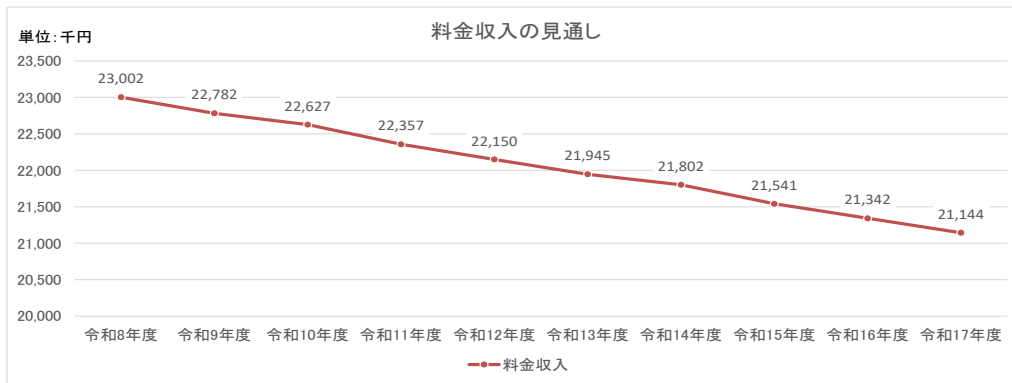
(2) 水需要の予測

一般的に給水人口の増減に連動して有収水量も増減すると想定されます。節水機器等の普及により1人あたり有収水量が大きく減少している自治体もありますが、本町では大きな変動も見られないことから、1人あたり有収水量は引き続き一定と仮定して予測しています。
有収水量は令和8年度の163,813㎡から令和17年度の150,581㎡へと減少すると予測されます。



(3) 料金収入の見通し

料金改定未実施の場合、給水単価は一定として、予測有収水量を乗じることにより料金収入を推計しています。料金改定未実施の場合の料金収入は、令和8年度の23,002千円から令和17年度の21,144千円へ減少すると予測されます。



(4) 組織の見通し

令和7年度現在、都市建設課の技術事務吏員1名で運営されており、当該職員の人件費については一般会計に給与負担金として支払っています。最小人員の運営であり、施設更新も増加すると予想されるため、増員が必要と考えていますが、当面1名での運営を予測しています。

○組織の見通し(人件費計上分)

(単位:人)

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
技術事務吏員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

3. 経営の基本方針

人口減少や資産の老朽化等の経営上の諸課題に適切に対応し、将来世代にわたり安全・安心・快適な住民生活を維持していくため、経営基盤の強化と各種計画の適切な執行に努めます。
 【人口減少への対応】施設統合やダウンサイジング・スペックダウンを進め、経営規模の最適化を図るとともに、地方公営企業の経営原則である受益者負担に基づき、適正な料金改定を進めます。
 【資産老朽化への対応】資産の長寿命化や耐震化を進めるとともに、安全・強靱な施設の維持に努めます。
 【経営基盤の強化】将来世代と現在世代の負担の公平性に配慮し、物価上昇にも対応した経営基盤を確立します。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	<p>令和6年度末現在の有形固定資産減価償却率は61.64%であり、有形固定資産等の老朽化が進んでおり、計画的かつ効率的な取替更新の実施が必要なことから、アセットマネジメント計画の策定を検討します。</p> <p>既に法定耐用年数を超過した資産の取替更新については、多額の負担になることが想定されるため、長寿命化対策を行い、法定耐用年数の2倍の期間は使用できるよう修繕や補修を行います。</p> <p>災害対策としての耐震化や取替更新の負担を軽減するための長寿命化、スペックダウンやスケールダウンにも取り組みます。</p>
-----	---

<ul style="list-style-type: none"> ・経営戦略を策定するにあたって、地方公営企業法適用の際作成した固定資産台帳に基づき、取替更新に必要な投資額を試算しました。 ・過去の投資額については、国土交通省の建設工事費デフレーターを用いて、現在の工事額に修正しました。 ・令和8年度までに約4億円、令和17年度までにはそれに約1億円を加えた計5億円の固定資産が法定耐用年数を超過することが判明しました。 ・これらの法定耐用年数を超過した固定資産について経営戦略期間中に取替更新を行うとすると多額の負担になるため、法定耐用年数の2倍使用することを目標に長寿命化を図り、適切な修繕や補修を行います。 ・法定耐用年数を超過した資産については長寿命化対策を行うことにより、経営戦略期間内では毎年度約1,700万円の投資を行うことを計画しています。 ・今後、詳細なデータに基づく取替更新工事の実施が必要になることが判明したため、経営戦略期間中にアセットマネジメント計画の策定を検討します。 ・水道は災害時における重要なライフラインであることから、施設設備や管路の耐震化に取り組みます。 ・上記のとおり、取替更新には多額の支出が必要になると見込まれることから、人口減少や財務状況の悪化に対応したスペックダウンや、スケールダウンについても検討していきます。

② 収支計画のうち財源についての説明

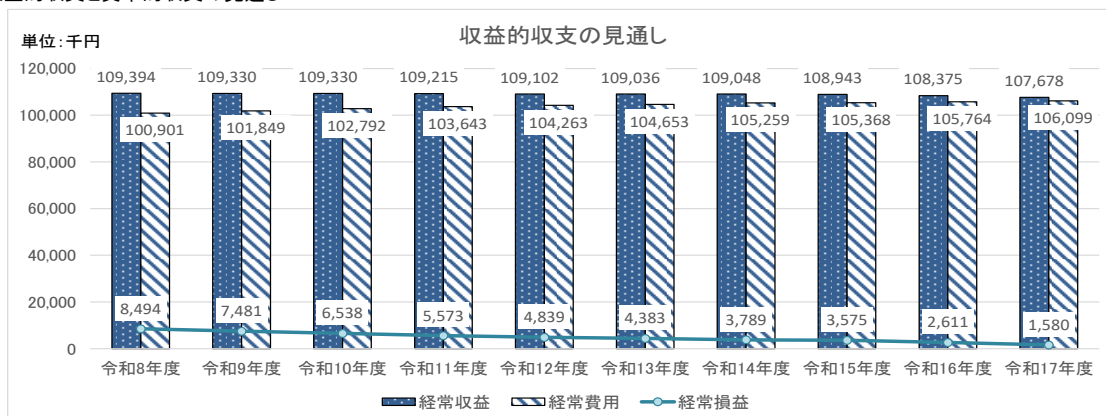
目 標	<p>物価上昇に対応できるよう黒字経営に努め、経常収支比率は100%超を維持します。</p> <p>料金回収率は類似団体平均を上回っている状態ですが、100%を下回っています。しかし、小規模な簡易水道事業においては一定の補助も必要であるため、現状維持(50%程度)を目標とします。</p> <p>企業債が取替更新の主な財源となるため、今後増加する見込みです。企業債残高対給水収益比率は、類似団体平均(1,200%)を下回るようにします。</p>
-----	--

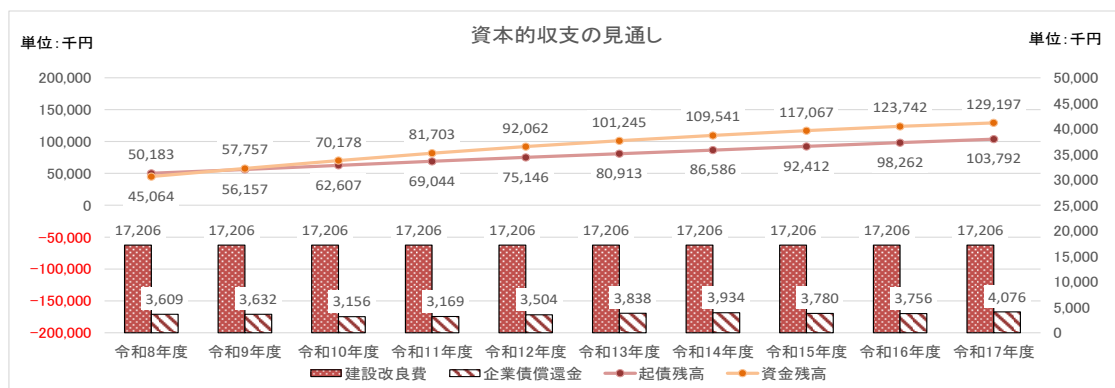
<ul style="list-style-type: none"> ・料金改定については、岩国市の料金改定に合わせて実施する見込みですが、岩国市が料金改定を実施しなくても経営戦略期間内は黒字になることを予測しています。 ・経常収支比率100%超は維持(令和6年度100.2%)される計画ですが、経営戦略期間終了後には赤字になることも予測されています。引き続き5年後の経営戦略見直しにおいても、料金改定の実施を検討します。 ・総務省の繰出基準に基づく繰入は、引き続き行います。一方、基準外繰入の削減については国等の削減要望が強いため、計画期間内に減らすことに努めます。しかし、簡易水道事業においては一定の国や町による補助も必要であることから、料金回収率は現状維持(同61.6%)を目標とします。 ・建設改良費に対する財源は国費を優先しますが、今後多額の投資が予定されているため企業債を活用する予定です。しかし、その全てを起債によって賄うと将来世代への負担となる企業債残高が急増してしまうため、自己財源の活用も検討しながら、目標とする企業債残高対給水収益比率1,200%以内を維持(同143.8%)することに努めます。
--

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<ul style="list-style-type: none"> ・給与負担金については、今後の動向が不明確であることから、一定の金額で推移すると仮定しています。 ・現在の委託費については継続し、さらなる委託の実施やPPP/PFI、包括外部委託等の民間活用を検討します。 ・動力費、修繕費、委託費等については物価上昇の影響を受けることが想定されることから、物価上昇率2%を反映させています。
--

○収益的収支と資本的収支の見通し





(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
 また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広域化	広域化や共同化については、今後も県等を通じて調査研究を続けていきます。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	PPP/PFI等についても、今後研究を進めていきます。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	計画期間中に、アセットマネジメント計画の策定を検討し、投資額の最適化を図ります。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	人口減少等による有収水量の減少が予測されることから、ダウンサイジングを検討していきます。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	人口減少等による有収水量の減少が予測されることから、スペックダウンを検討していきます。
その他の取組	特にありません。

② 財源についての検討状況等

料金	岩国市の料金改定に合わせて、本町の料金改定も実施する計画です。しかし、人口減少による料金収入の低下や、物価上昇による各種経費の増加により、今後経営が苦しくなるが見込まれており、特に本町簡易水道事業の固定資産については老朽化対策が急務で、多額の取替更新投資が見込まれています。アセットマネジメント計画等の策定により、必要な投資額を確保するため、追加の料金改定が必要となる場合があります。
企業債	企業債残高対事業規模比率は類似団体と比較して低い水準ですが、老朽化した固定資産の取替更新のための財源確保のため、多額の起債が予測されます。一方で、減価償却の実施により、資金が留保されることも予測されるため、建設改良費の財源として計画している起債について自己資金に置き換えることも検討します。
繰入金	経常収支比率100%超を維持するためには、現状の繰入水準を維持することが必要となります。一方、料金回収率が100%に満たない水準が続くことによるため、黒字分については、繰入金を削減することを検討しています。
資産の有効活用等(*2)による収入増加の取組	遊休資産等はありません。
その他の取組	特にありません。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経営戦略の事後検証は、総務省より通知された「公営企業の経営に当たっての留意事項について」に基づき各年度末に行います。また、5年ごとに見直しを行い、定期的な検証及び改定を図ります。
---------------------	---

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度	前年度	本年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		(決算)	(決算)	決算	見									
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	26,239	25,951	25,730	25,510	25,355	25,085	24,878	24,673	24,530	24,269	24,070	23,872	
	(1) 料 金 収 入	23,511	23,223	23,002	22,782	22,627	22,357	22,150	21,945	21,802	21,541	21,342	21,144	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)													
	(3) そ の 他	2,728	2,728	2,728	2,728	2,728	2,728	2,728	2,728	2,728	2,728	2,728	2,728	
	2. 営 業 外 収 益	81,029	83,844	83,664	83,820	83,975	84,131	84,224	84,363	84,518	84,674	84,305	83,807	
	(1) 補 助 金	21,975	21,963	21,963	21,963	21,963	21,963	21,963	21,963	21,963	21,963	21,963	21,963	
	他 会 計 補 助 金	9,109	9,097	9,097	9,097	9,097	9,097	9,097	9,097	9,097	9,097	9,097	9,097	
	そ の 他 補 助 金	12,866	12,866	12,866	12,866	12,866	12,866	12,866	12,866	12,866	12,866	12,866	12,866	
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	4,096	4,486	4,306	4,462	4,617	4,773	4,866	5,005	5,160	5,316	4,947	4,449	
	(3) そ の 他	54,958	57,395	57,395	57,395	57,395	57,395	57,395	57,395	57,395	57,395	57,395	57,395	
収 入 計 (C)	107,268	109,795	109,394	109,330	109,330	109,215	109,102	109,036	109,048	108,943	108,375	107,678		
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	41,949	43,293	43,371	44,299	45,218	46,036	46,623	46,980	47,553	47,627	48,274		
	(1) 職 員 給 与 費	5,524	5,524	5,524	5,524	5,524	5,524	5,524	5,524	5,524	5,524	5,524		
	基 本 給 付 費	3,222	3,222	3,222	3,222	3,222	3,222	3,222	3,222	3,222	3,222	3,222		
	退 職 給 付 費													
	そ の 他	2,302	2,302	2,302	2,302	2,302	2,302	2,302	2,302	2,302	2,302	2,302		
	(2) 経 営 費	26,510	27,329	27,876	28,433	29,002	29,582	30,173	30,777	31,392	32,020	32,661	33,314	
	動 力 費	6	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4		
	修 繕 費	648	652	665	678	692	706	720	734	749	764	779		
	材 料 費	2,533	731	746	761	776	791	807	823	840	856	874		
	そ の 他	23,323	25,943	26,462	26,991	27,531	28,082	28,643	29,216	29,800	30,396	31,004	31,624	
(3) 減 価 償 却 費	9,915	10,440	9,971	10,342	10,692	10,930	10,926	10,679	10,637	10,083	9,802	9,436		
2. 営 業 外 費 用	65,081	57,507	57,530	57,550	57,575	57,607	57,640	57,673	57,706	57,740	57,777	57,825		
(1) 支 払 利 息	163	275	298	318	343	375	408	441	474	508	545	593		
(2) そ の 他	64,918	57,232	57,232	57,232	57,232	57,232	57,232	57,232	57,232	57,232	57,232	57,232		
支 出 計 (D)	107,030	100,800	100,901	101,849	102,792	103,643	104,263	104,653	105,259	105,368	105,764	106,099		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	238	8,995	8,494	7,481	6,538	5,573	4,839	4,383	3,789	3,575	2,611	1,580		
特 別 利 益 (F)														
特 別 損 失 (G)	1,016													
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 1,016													
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	△ 778	8,995	8,494	7,481	6,538	5,573	4,839	4,383	3,789	3,575	2,611	1,580		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	11,993	20,988	29,482	36,963	43,501	49,074	53,913	58,296	62,085	65,660	68,271	69,851		
流 動 資 産 (J)	29,103	43,872	57,385	70,078	82,499	94,024	104,383	113,566	121,862	129,388	136,063	141,518		
う ち 未 収 金	12,321	12,321	12,321	12,321	12,321	12,321	12,321	12,321	12,321	12,321	12,321	12,321		
流 動 負 債 (K)	21,379	21,843	21,866	21,390	21,403	21,738	22,072	22,168	22,014	21,990	22,310	22,630		
う ち 建 設 改 良 費 分	3,145	3,609	3,632	3,156	3,169	3,504	3,838	3,934	3,780	3,756	4,076	4,396		
う ち 一 時 借 入 金														
う ち 未 払 金	18,231	18,231	18,231	18,231	18,231	18,231	18,231	18,231	18,231	18,231	18,231	18,231		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	-46%	-81%	-115%	-145%	-172%	-196%	-217%	-236%	-253%	-271%	-284%	-293%		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)	△ 10,869	△ 25,638	△ 39,151	△ 51,844	△ 64,265	△ 75,790	△ 86,149	△ 95,332	△ 103,628	△ 111,154	△ 117,829	△ 123,284		
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	26,239	25,951	25,730	25,510	25,355	25,085	24,878	24,673	24,530	24,269	24,070	23,872		
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)	-41%	-99%	-152%	-203%	-253%	-302%	-346%	-386%	-422%	-458%	-490%	-516%		
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)	△ 10,869	△ 25,638	△ 39,151	△ 51,844	△ 64,265	△ 75,790	△ 86,149	△ 95,332	△ 103,628	△ 111,154	△ 117,829	△ 123,284		
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	26,239	25,951	25,730	25,510	25,355	25,085	24,878	24,673	24,530	24,269	24,070	23,872		
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)	-41%	-99%	-152%	-203%	-253%	-302%	-346%	-386%	-422%	-458%	-490%	-516%		

原価計算表

布設年月日 昭和 38 年 3 月 31 日
 給水人口 1,660人
 計算期間 自 令和 8 年 4 月至 令和 18 年 3 月
 (10年間)

収入の部

項目	金額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)-(B)
料金(X)	千円 23,511	千円 22,069	千円	千円 22,069
給水装置工事費		0		0
その他	2,728	2,728		2,728
合計	26,239	24,797	0	24,797

支出の部

項目	金額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)-(B)
浄水及び送水費	入件料			0
	諸手当			0
	福利費			0
	浄水用薬品費	680	816	816
	電力費	6	3	3
	修繕費	204	728	728
	減価償却費			0
	その他	16,390	25,904	25,904
小計	17,280	27,451	0	27,451
配水費	入件料			0
	諸手当			0
	福利費			0
	電力費	1,401	2,214	2,214
	修繕費	444	702	702
	減価償却費			0
その他	1,350	2,134	2,134	
小計	3,195	5,050	0	5,050
一般管理費	入件料	3,222	3,222	3,222
	諸手当			0
	福利費	2,302	2,302	2,302
	備品費	93	147	147
	消耗品費			0
	通信運搬費	56	89	89
	光熱費			0
	修繕費			0
	公課			0
	支払利息	163	430	76
	減価償却費	9,915	10,350	4,790
その他	9,098		0	
小計	24,849	16,540	4,866	11,674
合計(Y)	45,324	49,041	4,866	44,175

資産維持費(Z)	9,951
料金対象経費(Y)+(Z)	54,126

$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 40.77$

支 出 の 部

項	目	金 額		
		最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)

<料金水準についての説明>

経営戦略期間中は会計上の黒字が維持されますが、簡易水道事業の料金設定のための原価計算を行うに際しては、資産維持費を考慮する必要があります。

この資産維持費については公営企業が保有する償却資産についてその取得価額につき一定の率を乗じた金額を加算する旨定められています。

一定の率について収支計画で用いた物価上昇率2%を採用し資産維持費を算定すると、1千万円弱の資産維持費が必要となります。

水道料金の算定は総括原価法が原則であり、この資産維持費を加えると、平均改定率を150%近くの料金改定を実施する必要があります。

簡易水道事業は小規模な水道であり、この総括原価法を用いるのは難しい側面もありますが、アセットマネジメント計画の策定と実行、施設設備や管路のスペックダウンやスケールダウンを実施することによって、適切な料金水準になるような運営を行います。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減償償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「水道料金算定要領」(公益社団法人日本水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。